

○再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件

(農林水産省告示第七百八十号)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和六年四月十五日

一 農薬の範囲

農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

二 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

- 1 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二条第一項各号（第三号、第四号及び第十一号を除く。）に掲げる資料。ただし、農薬の使用法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。
- 2 資料提出期限の始期の六月前から起算して少なくとも過去十五年間に公表された当該再評価を受けるべき農薬の安全性に関する文献の写し並びに当該文献の収集、選択及び分類の過程、結果等を取りまとめた報告書

三 提出期限

- 1 別表第八号、第十三号、第十六号、第十八号、第二十五号、第二十六号、第二十八号、第三十四号、第四十一号及び第四十八号に掲げる有効成分を含む農薬 令和八年四月一日から令和八年六月三十日まで
- 2 別表第九号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十七号、第三十一号、第三十二号、第三十六号、第三十七号、第三十九号、第四十二号及び第四十三号に掲げる有効成分を含む農薬 令和八年七月一日から令和八年九月三十日まで
- 3 別表第三号から第五号まで、第十号、第十五号、第十七号、第二十一号、第二十四号、第二十九号、第三十三号、第四十号及び第四十六号に掲げる有効成分を含む農薬 令和八年十月一日から令和八年十二月二十八日まで
- 4 別表第一号、第二号、第六号、第七号、第十一号、第十二号、第十九号、第二十三号、第三十号、第三十五号、第三十八号、第四十四号、第四十五号及び第四十七号に掲げる有効成分を含む農薬 令和九年一月四日から令和九年三月三十一日まで

別表

- 一 アイオキシニル
- 二 アセフェート

- 三 アラニカルブ
- 四 イソキサチオン
- 五 イミシアホス
- 六 カーバム
- 七 カーバムナトリウム塩
- 八 カズサホス
- 九 キザロホップエチル
- 十 キャプタン
- 十一 グルホシネート
- 十二 グルホシネートPナトリウム塩
- 十三 クロフェンテジン
- 十四 クロラントラニリプロール
- 十五 クロロタロニル（別名TPN）
- 十六 ジアフェンチウロン
- 十七 ジウロン（別名DCMU）
- 十八 ジクロベニル（別名DBN）
- 十九 ジクワット
- 二十 ジメトエート
- 二十一 ジラム
- 二十二 スピロジクロフェン
- 二十三 ダゾメット
- 二十四 チウラム
- 二十五 チオジカルブ
- 二十六 テブフェノジド
- 二十七 テフルトリン
- 二十八 トリフルラリン
- 二十九 トルフェンピラド
- 三十 パラコートジクロリド（別名パラコート）
- 三十一 ヒメキサゾール（別名ヒドロキシイソキサゾール）
- 三十二 ヒメキサゾールカリウム塩（別名ヒドロキシイソキサゾールカリウム）
- 三十三 ピリダベン
- 三十四 ピリフルキナゾン
- 三十五 フェニトロチオン（別名MEP）
- 三十六 フルアジホップP
- 三十七 フルスルファミド
- 三十八 フルトラニル
- 三十九 フルバリネート
- 四十 プロチオホス

- 四十一 ベンタゾンナトリウム塩
- 四十二 ペンディメタリン
- 四十三 マラチオン（別名マラソン）
- 四十四 マンゼブ
- 四十五 マンネブ
- 四十六 メソミル
- 四十七 メチルイソチオシアネート
- 四十八 リニュロン